

全体貸借対照表

(令和 7年 3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	34,069,641	固定負債	11,228,337
有形固定資産	32,423,002	地方債等	6,583,673
事業用資産	13,094,802	長期未払金	-
土地	5,934,644	退職手当引当金	1,014,741
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	16,030,601	その他	3,629,923
建物減価償却累計額	△ 10,619,572	流動負債	951,301
工作物	4,006,412	1年内償還予定地方債等	719,380
工作物減価償却累計額	△ 2,458,870	未払金	96,787
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	123,455
航空機	-	預り金	11,548
航空機減価償却累計額	-	その他	131
その他	-	負債合計	12,179,637
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	201,586	固定資産等形成分	36,149,299
インフラ資産	18,517,002	余剰分（不足分）	△ 11,321,687
土地	1,950,064		
建物	657,681		
建物減価償却累計額	△ 164,321		
工作物	27,231,262		
工作物減価償却累計額	△ 11,520,003		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	362,318		
物品	1,383,029		
物品減価償却累計額	△ 571,832		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	1,646,640		
投資及び出資金	441,498		
有価証券	-		
出資金	441,498		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	202,619		
長期貸付金	3,768		
基金	1,020,280		
減債基金	17,498		
その他	1,002,782		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 21,524		
流動資産	2,937,608		
現金預金	724,967		
未収金	133,346		
短期貸付金	1,130		
基金	2,078,527		
財政調整基金	2,031,096		
減債基金	47,431		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 362		
繰延資産	-		
資産合計	37,007,249	純資産合計	24,827,612
		負債及び純資産合計	37,007,249

全体行政コスト計算書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	12,782,381
業務費用	4,574,277
人件費	1,550,148
職員給与費	1,333,335
賞与等引当金繰入額	5,273
退職手当引当金繰入額	-
その他	211,540
物件費等	2,833,017
物件費	1,417,434
維持補修費	106,112
減価償却費	1,309,470
その他	-
その他の業務費用	191,113
支払利息	37,419
徴収不能引当金繰入額	12,772
その他	140,921
移転費用	8,208,104
補助金等	6,056,381
社会保障給付	2,147,676
他会計への繰出金	-
その他	4,047
経常収益	357,622
使用料及び手数料	163,919
その他	193,703
純経常行政コスト	12,424,758
臨時損失	1,491
災害復旧事業費	-
資産除売却損	0
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	1,491
臨時利益	1,856
資産売却益	1,856
その他	-
純行政コスト	12,424,393

全体純資産変動計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	25,909,012	34,061,829	△ 8,152,817
純行政コスト (△)	△ 12,424,393		△ 12,424,393
財源	12,140,848		12,140,848
税収等	7,264,568		7,264,568
国県等補助金	4,876,280		4,876,280
本年度差額	△ 283,545		△ 283,545
固定資産等の変動 (内部変動)		6,508,623	△ 6,508,623
有形固定資産等の増加		7,797,108	△ 7,797,108
有形固定資産等の減少		△ 1,309,470	1,309,470
貸付金・基金等の増加		463,913	△ 463,913
貸付金・基金等の減少		△ 442,929	442,929
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-	-	
その他	△ 797,855	△ 4,421,153	3,623,298
本年度純資産変動額	△ 1,081,400	2,087,470	△ 3,168,870
本年度末純資産残高	24,827,612	36,149,299	△ 11,321,687

全体資金収支計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	11,563,702
業務費用支出	3,355,598
人件費支出	1,544,786
物件費等支出	1,600,172
支払利息支出	37,419
その他の支出	173,221
移転費用支出	8,208,104
補助金等支出	6,056,381
社会保障給付支出	2,147,676
他会計への繰出支出	-
その他の支出	4,047
業務収入	12,659,139
税収等収入	7,588,754
国県等補助金収入	4,674,600
使用料及び手数料収入	270,257
その他の収入	125,528
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	92
業務活動収支	1,095,530
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,106,921
公共施設等整備費支出	706,312
基金積立金支出	370,009
投資及び出資金支出	600
貸付金支出	30,000
その他の支出	-
投資活動収入	568,515
国県等補助金収入	201,588
基金取崩収入	335,071
貸付金元金回収収入	30,000
資産売却収入	1,856
その他の収入	-
投資活動収支	△ 538,406
【財務活動収支】	
財務活動支出	747,212
地方債等償還支出	747,212
その他の支出	-
財務活動収入	452,453
地方債等発行収入	452,453
その他の収入	-
財務活動収支	△ 294,759
本年度資金収支額	262,364
前年度末資金残高	451,054
本年度末資金残高	713,419
前年度末歳計外現金残高	9,760
本年度歳計外現金増減額	1,788
本年度末歳計外現金残高	11,548
本年度末現金預金残高	724,967

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 出資金は、出資金額により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 17年～50年
 - 工作物 10年～60年
 - 物品 4年～6年
- ② 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金を除く現金としています。

(7) 採用した消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、下水道事業会計においては、税抜方式によっています。

(8) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、予算において「新設改良」とみなされているか、「維持管理」費となっているかを基準として処理しています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保健特別会計、下水道事業会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。